

食堂大規模改造に伴う椅子等備品整備事業

＜入札説明書＞

令和3年11月

福岡県立東筑高等学校

大規模改造教育環境整備事業実行委員会

入札説明書項目

- ・入札説明書
- ・入札参加者心得
- ・契約保証金等についての注意事項
- ・入札書及び記入例
- ・委任状及び作成例
- ・入札参加申請書
- ・履行証明書
- ・仕様書 契約書 (案)
- ・誓約書

入札説明書

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、令和3年11月19日（金）12時00分までに書面（FAX可）にて下記5に掲げる者に説明を求めることができる。

入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和3年11月1日（月）

2 競争入札に付する事項

（1）委託業務の名称

福岡県立東筑高等学校食堂大規模改造に伴う椅子等備品整備事業

（2）契約内容

別添仕様書のとおり

（3）事業履行期間

契約日から令和4年1月28日まで

3 入札参加資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づき定める入札参加資格をいう。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の規定に基づき定める入札参加資格をいう。）

（1）会社の経営者もしくは従業員の3親等以内に、東筑高校卒業した者が存在し、尚且つ、今回事業に係る募金（大規模改造教育環境整備事業）をしている者であること。

- (2) 本店又は支店、営業所等の所在地は、国内外であっても卒業生であれば問わない。
- (3) 緊急時に迅速に対応できる者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成26年2月17日25総セ第22850号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県立東筑高等学校 事務室

〒807-0832 北九州市八幡西区東筑1-1-1

電話番号 093-691-0050

FAX番号 093-691-9531

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要（別紙様式）

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札参加申込み

(1) 提出書類

入札参加申請書（入札説明書に添付された書式のもの）

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出期限

令和3年11月30日(火) 12時00分まで

(4) 提出方法

直接持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

(5) その他

ア 入札参加申請書の提出がない者は、入札に参加できない。

イ 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

10 入札及び開札

(1) 提出書類等

入札書(入札説明書に添付された書式のもの)

(2) 提出場所

福岡県立東筑高等学校 事務室

(3) 提出期限

令和3年12月10日(金) 12時00分まで

(4) 提出方法

直接持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。なお、コロナ禍であることから、集合にての改札は行わない。

(5) 注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

ウ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(6) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

(7) 落札者がいない場合

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、その旨は、追って通知する。

(8) 落札した場合

入札者に対し、郵送にてその旨を通知する。

11 入札保証金

東筑高校卒業生が存在することをもってこれを徴しない。

～入札までの流れ（再掲・補足説明）～

○入札参加申請書の提出について

入札に参加を希望する方は、入札参加申請書（別添様式1）を11月30日（火）12時00分までに福岡県立東筑高等学校事務室に提出していただきます。提出がない場合は、入札には参加できません。

郵送の場合は、書留郵便としてください（提出期限内必着のこと）。

○入札書の日付と入札書の記名について

- ・入札書の日付は、12月10日までの日付となります。
- ・入札書の記名と押印は、委任状を提出される場合は、委任された人の名前とその人の印鑑（私印）になります。なお、委任された者の名刺を一部添付してください。
- ・委任状を提出されない場合は、代表者（又は委任を受けて登録してある支店長等）の名前と代表者印（又は支店長等の印）となります。

○仕様等に関する質問及び回答について

（1）質問書の受付

仕様等に関する質問は、令和3年11月19日（金）12時00分までに福岡県立東筑高等学校事務室へ必ず書面で行ってください。（FAX可。ただし、FAXで提出した場合は、必ず、当事務室へ電話にてFAX受信を確認してください。）

（2）質問書に対する回答

すべての質問に対して、令和3年11月26日（金）16時00分までの間に、東筑高校事務室からFAXで回答します。当該時間までに回答がない場合は、当事務所へ電話にて確認してください。

なお、入札方法等に関する一般的な質問は、電話でもかまいません。

○入札書の書き方について

- ・記入例を参考にしてください。
- ・入札書に記載する金額は、税抜きの額を記入してください。
- ・¥マークの横の入札金額、記名、押印がない場合は無効となります。入札金額の訂正も不可です。（数字の書き間違いに注意すること。）金額は税抜きとなります。

○入札保証金について

- ・東筑高校卒業であることをもってこれを徴しません。

○開札について

- ・開札は、コロナ禍であるため集合にては行いません。なお、結果につきましては、郵送にてお知らせします。あらかじめご了承ください。

○再度入札について

- ・1回目の入札で落札者がいない場合は、改めてその旨お知らせし、再度入札を実施します。1回目の入札で有効な入札書を提出した方だけが2回目の入札に参加できますのでご注意ください。

入 札 参 加 者 心 得

入札（見積）に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知された上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札（入札）中は、一切の問い合わせを認めない。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 提出した入札書は、書換えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、金額はアラビア数字で記入すること。

- 8 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない。
 - (1) 入札金額の記載がないもの。または、入札金額を訂正した入札
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
 - (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
 - (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
 - (6) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
 - (7) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札までに提出すること。

また入札書に押印する印鑑は、委任状に押印した代理人の印鑑(私印)を押印すること。

- 10 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、入札を中止することもあること。
- 12 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約者に押印したときであること。
- 13 落札者は、直ちに指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
- 14 入札書は、定める様式によるものとする。

※「契約保証金」についての注意事項
(熟読をお願いします。)

・落札された方は、以下に掲げるいずれかの方法で契約保証金（又はそれに代わるもの）を納付（又は提出）する必要があります。

① 契約保証金を納める。（金額は、契約しようとする金額の税込み金額の10%以上）この場合、現金等（小切手の場合は、銀行その他確実と認められる金融機関が振り出し又は支払保証したものに限る）とともに「保証金等納付書」に記入・押印し提出して頂きます。「保証金等納付書」が必要な方は、福岡県立東筑高等学校事務室にて配付します。

② 契約保証保険に入ってその証書を提出する。（保険金額は、契約しようとする金額の税込み金額の10%以上）
保証期間は契約書提出日から契約履行期間でお願いします。

③ 履行証明を提出する。（様式は入札説明書中の「履行証明書」を参照）
これは、「過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）」を提出することです。

これは、他の支店・営業所の履行した契約の証明書でも問題ありません。また、規模をほぼ同じくする契約とは、「契約金額の2割に相当する金額より高い金額の契約とします。」

様式は入札説明書の中にあります。契約書の写しでは不可となりますのでご注意ください。

契約保証金（又はそれに代わるもの）を納付（又は提出）する必要があります。以下のとおり必要な金額が異なりますのでご注意ください。

契約保証金

- | | |
|---------|-----|
| ① 保証金納付 | 10% |
| ② 保証保険 | 10% |
| ③ 履行証明 | 20% |

入札書

令和 年 月 日

大規模改造教育環境整備事業実行委員会委員長 殿

住 所

商号又は名称

氏 名

印

〒

ただし、食堂大規模改造に伴う椅子等備品整備事業

- 1 福岡県財務規則に準じて、見積いたします。
- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行っていません。

法人の代表者本人が入札する場合の記入例

【記入例 1】

入 札 書

入札日→ 令和 年 月 日

大規模改造教育環境整備事業実行委員会委員長 殿

住 所 ○○○○○○○○○○○

商号又は名称 ●●●●●●● (株)

氏 名 代表取締役△△ △

代表取
締役印

印

〒 ○, ○○○, ○○○ー ←入札金額(税抜き価格、訂正は不可)

ただし、食堂大規模改造に伴う椅子等備品整備事業

- 1 福岡県財務規則に準じて、見積いたします。
- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）に抵触する行為を行っていません。

代表取締役以外の者(委任を受けた代理人)
が入札する場合の記入例

【記入例2】

入札書

入札日→ 令和 年 月 日

大規模改造教育環境整備事業実行委員会委員長 殿

住 所 ○○○○○○○○○○

商号又は名称 ●●●●●● (株)

代表取締役 △△ △△ ←シャチハタ印は不可

氏 名 代理人 ■■ ■■

代理人
使用印

¥ ○, ○○○, ○○○- ←入札金額(税抜き価格、訂正は不可)

ただし、食堂大規模改造に伴う椅子等備品整備事業

- 1 福岡県財務規則に準じて、見積いたします。
- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行っていません。

委 任 状

令和 年 月 日

大規模改造教育環境整備事業実行委員会委員長 殿

(委任者)

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

⑩

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名

⑩

(委任事項)

食堂大規模改造に伴う椅子等備品整備事業に係る以下の事務

- 1 入札及び見積に関する事務
- 2 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関する事務

委任状作成例(代表から入札担当者への委任状)

委 任 状

令和 年 月 日

大規模改造教育環境整備事業実行委員会委員長 殿

(委任者)

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

代表者印→ ㊟

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名

代理人の私印→ ㊟

(シャチハタ印は不可)

(委任事項)

- 1 代表者（本社の場合は代表取締役、支店等の場合は支店長等）が、入札を代理人（入札担当者）に行わせるときに提出する書類です。入札時まで提出してください。
- 2 委任者の欄には代表者名を記載し、委任者の㊟は、本社の場合は代表者印（代表取締役印等）を、支店等の場合は支店長印等を必ず押してください。
- 3 代理人（入札担当者）氏名の後の㊟には、代理人（入札担当者）が入札時に使用する印鑑を必ず押してください。

(様式1)

令和 年 月 日

入札参加申請書

大規模改造教育環境整備事業実行委員会委員長 殿

住 所

商号又は名称

代表者名

印

下記入札案件に参加したく申請いたします。

記

入札案件名	食堂大規模改造に伴う椅子等備品整備事業
申請者の業種	
(入札参加申請締切日において) 会社更生法（平成14年法律第154号） に基づく更正手続開始の申立ての有無	有 ・ 無
(入札参加申請締切日において) 国、都道府県及び市町村より指名停止期間 中であるか	期間中である ・ 期間中でない
福岡県内に本店を有するか	有する ・ 有しない
福岡県内に支店又は営業所等を有するか	有する ・ 有しない

(卒業生確認)

経営者または従業員の3親等 以内の卒業生	存在する 存在しない	その者の氏名・期 (期)
上記の者が募金をしているか	入金した 入金していない	領収（振込）年月日 年 月 日

※領収書（振込書）等の写しを添付すること。

(担当者)

氏 名	電 話 番 号	F A X 番 号 (入札参加確認通知書送付先)

履行証明書

契約年月日	契約金額（円）	契約名	契約期間	履行期限	備 考

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

上記契約内容のとおり誠実に履行されたことを証明します。

令和 年 月 日

証明者名

印

食堂椅子等備品整備仕様書

1. 品 名 食堂用什器一式
2. 数 量 別紙「選定品リスト」のとおり
3. 納入場所 福岡県立東筑高等学校食堂（北九州市八幡西区東筑1丁目1番1号）
4. 納入期限 令和4年1月28日まで
5. 搬入・設置
 - （1）作業時間は、原則平日9時00分から16時30分までの間とする。
 - （2）養生は受注者の責任において行うこと。納入の際は、受注者が必ず立会い、万一、建物、設備等に損害を与えた場合は、受注者の責任において原状復旧するものとする。
 - （3）当契約金額には、事前協議への参加、製品搬入、据付、調整、作業費、運搬費等一切の費用を含むものとする。また梱包材等の納入時に発生するごみ類は持ち帰り適正処理をすること。
6. 納入物品について
 - （1）別紙「選定品リスト」に記載するウチダ製品で、同等もしくは同等以上とすること。
参考製品以外の製品で入札に参加する場合は、物品の品名・規格・型番・使用内容を具備した申請書を提出のうえ、事前に本学の承認を受けること。
 - （2）同等品とは必須要件をすべて満たす商品で、参考製品の定価の同等額相当以上（最新版ウチダカタログ定価の95%以上）とすること。
 - （3）納入品は、グリーン購入法に適合した製品であること。
7. 保証期間

納入物品の保証期間は、納入後1年間とし、設計・製作・施工等の不備により生じた故障または納入物品の瑕疵及び正常な使用状態で生じた故障については、契約業者が無償（取替の諸経費を含む）で修理または交換すること。

(食堂用什器) 選定品リスト

1. 数 量

	品 名	計
(1)	窓側カウンター席 テーブル	6 台
(2)	窓側カウンター席 チェア	18 脚
(3)	カフェタイプ席 テーブル	6 台
(4)	ソファ席 テーブル	6 台
(5)	ソファ席 ソファ	6 台
(6)	カフェタイプ席/ソファ席 チェア	30 脚

2. 仕 様

(1) 窓側カウンター席 テーブル

- ・外寸はW1800xD600xH1000 (mm) とする。
- ・脚部は長方形ベースの2本脚とすること。
- ・天板カラーは木目調とすること。
- ・脚部カラーはブラック系とすること。
- ・参考商品：内田洋行製、6-178-3853、NEUT/HWB1860 LF

(2) 窓側カウンター席 チェア

- ・外寸はW500xD540xH925 (SH700) (mm) とする。
- ・背付きであること。
- ・背と座が同一木目調であること。
- ・4脚以上スタッキング可能とすること。
- ・重量は5.5kg以下とすること。
- ・脚部カラーはブラック系とすること。
- ・参考商品：内田洋行製、6-450-3840、RBK-2HB NF

(3) カフェタイプ席 テーブル

- ・外寸はW900xD900xH700 (mm) とする。
- ・天板厚は18mm以下とすること。
- ・天板カラーは木目調のものとすること。
- ・脚部カラーはブラック系とすること。
- ・参考商品：内田洋行製、6-165-6584、ST-1100N/BMS9090

(4) ソファ席 テーブル

- ・外寸はW750xD750xH700 (mm) とする。
- ・(3) と同一デザインであること。
- ・天板厚は18mm以下とすること。
- ・天板カラーは木目調のものとすること。
- ・脚部カラーはブラック系とすること。
- ・参考商品：内田洋行製、6-165-6594、ST-1100N/BMS7575

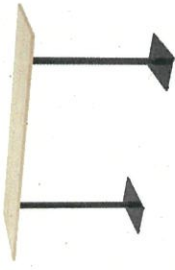
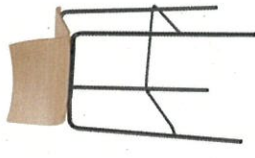
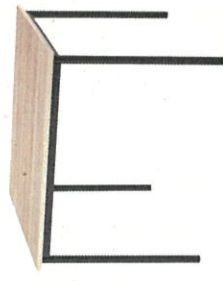
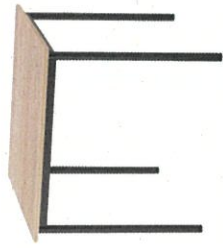
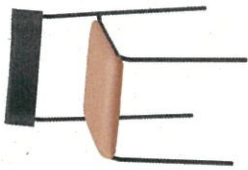
(5) ソファ席 ソファ

- ・外寸はW1500xD560xH720 (mm) 程度とする。
- ・背裏まで仕上げているなど、壁面以外での使用にも対応できるデザインとすること。
- ・台輪部カラーはブラック系とすること。
- ・参考商品：クレス製、BANC・D1・OM-5、張地Bランク

(6) カフェタイプ席／ソファ席 チェア

- ・外寸はW450xD490xH720 (SH455) (mm) とする。
- ・感染症対策の観点から座面張地は消毒の行えるビニールレザーとすること。
- ・5脚以上スタッキング可能とすること。
- ・重量は4.0kg以下とすること。
- ・脚部カラーはブラック系とすること。
- ・参考商品：内田洋行製、6-450-8434、CS-28PF

以上

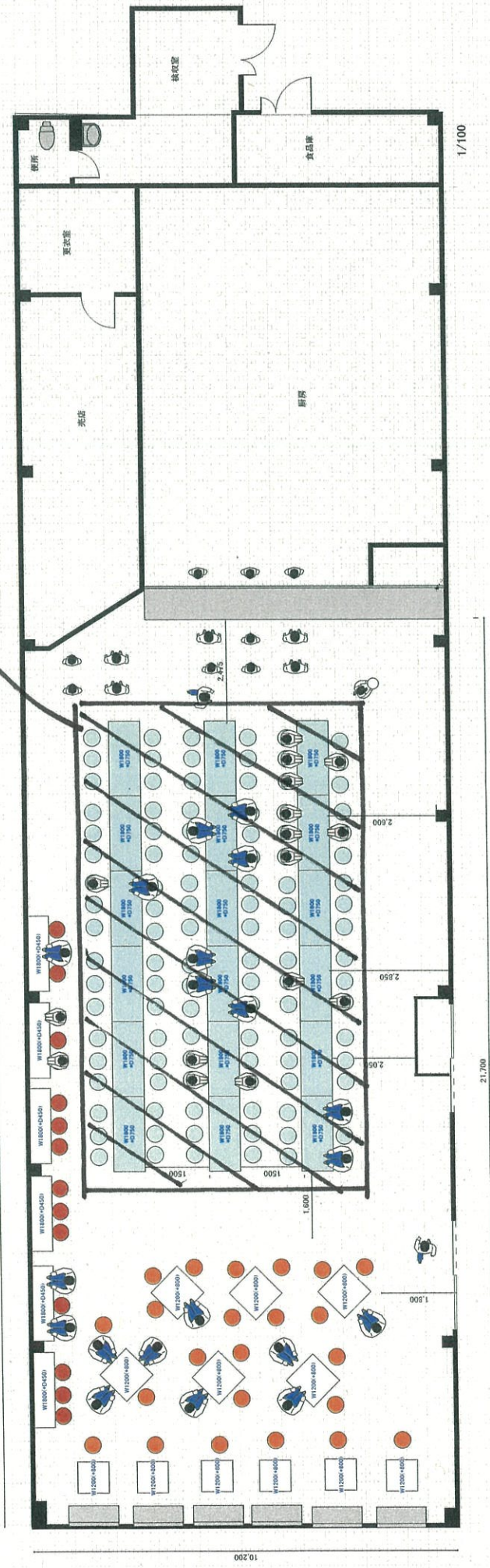
1				
(1)窓側カウンター席 テーブル	(2)窓側カウンター席 チェア	(3)カフェタイプ席 テーブル	(4)ソファ席 テーブル	(5)ソファ席 ソファ
 窓側カウンター席用 品名: NEUT/HWB1860 LF 型番: 6-178-3853 数量: 6台 単価: 118,580 (107,800) ページ: U548 サイズ: W1800×D600×H1000 質量: 54.6	 木製カウンター席用 品名: MチェアRBK-2HB NF/ヌード 型番: 6-450-3840 数量: 18脚 単価: 50,270 (45,700) ページ: U514 サイズ: W500×D540×H925 質量: 13	 窓側カウンター席用 品名: ST-1100N/BMS9080 ブラック脚ペールウォールナット 型番: 6-165-6584 数量: 6台 単価: 51,370 (46,700) ページ: U545 サイズ: W900×D900×H700 質量: 20	 窓側カウンター席用 品名: ST-1100N/BMS7575 ブラック脚ペールウォールナット 型番: 6-165-6594 数量: 6台 単価: 47,520 (43,200) ページ: U545 サイズ: W750×D750×H700 質量: 16	 緑地 100%天然素材 品名: ソファ BANC-D1・OM-5 緑地Bラング 数量: 6台 単価: 121,220 (110,200) ページ: P288 サイズ: W1500×D560×H720
(6)カフェタイプ席/ソファ席 チェア				
 窓側カウンター席用 品名: リフレクソチェアCS-28PF BL/レザーライトオレンジ 型番: 6-450-8434 数量: 30脚 単価: 28,710 (26,100) ページ: U515 サイズ: 450W × 490D × 720H 質量: 4				

図一ノイ

済備整途別

東京高等学校 食堂 案1 2021.6.28

21.000



10.200

1/100

21.700

物品売買契約書

物品の売買に関し、福岡県立東筑高等学校大規模改造教育環境整備事業実行委員会(以下「発注者」という。)(以下「受注者」という。)
との間に次のとおり契約を締結する。

(売買)

第1条 受注者は、別表1に掲げる物品(以下「物品」という。)を発注者に売り渡し、発注者は、これを買受ける。

(物品の数量等)

第2条 物品の数量、契約金額、履行期限、履行場所、契約保証金等は別表1のとおりとし、物品の規格、構造、形状、寸法等は、別表2のとおりとする。

(検査)

第3条 受注者が物品を納入するときは、あらかじめその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、受注者が物品を納入するときは、受注者の立会いのもとに検査を行う。

(代金の支払)

第4条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請求書により売買代金の支払いを発注者に請求する。

2 発注者は、前項の請求があったときには、その日から30日以内に受注者に支払わなければならない。

(部分払)

第5条 発注者が必要と認める場合は、受注者は、物品の完納前に物品の既納部分に相当する金額以内の金額の部分払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任)

第6条 納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、発注者は受注者に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(納期の延期)

第 7 条 発注者は、受注者の申請により、天災地変その他受注者の責めに帰すべき事由によらないで履行期限までに履行できないと認めたときは、履行期限の延期をすることができる。

(発注者の催告による解除権)

第 8 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 履行期限までに債務の履行を終わらないとき。
- (2) 正当な理由なく、第 6 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 9 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 債務の履行を終わらせることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第 11 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
 - (2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- (発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第10条 前二条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができな

い。

(受注者の催告による解除権)

第 11 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 12 条 前条に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第 13 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期限までに債務の履行を終わらせることができないとき。
- (2) 第 6 条第 1 項に規定する契約不適合があるとき。
- (3) 前二号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 第 8 条又は第 9 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- (3) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。
- (4) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。
- (5) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

3 前二項各号に規定する債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項(第 3 号から第 5 号までを除く。)の規定は適用しない。

4 第 1 項第 1 号の場合においては、発注者は、受注者がその責めに帰すべき事由によって履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金を徴収する。

5 前項の遅滞損害金の額は、履行期限の翌日から起算し、物品の完納までの期間に応じ、1 年につき未納部分の代金の 73.0 パーセントに相当する金額と

する。

- 6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(賠償の予定)

第14条 前条の規定にかかわらず、受注者は、第9条第2項の規定により発注者が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

(受注者の損害賠償請求等)

第15条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その請求の根拠となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第11条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第4条第2項及び第5条の規定による売買代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間)

第16条 受注者が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(補則)

第17条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、民法(明治29年法律第89号)、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)その他日本国の法令及び福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)の定めるところによる。

(協議)

第18条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき又は必要な事項については、発注者と受注者が協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 福岡県立東筑高等学校
大規模改造教育環境整備事業実行委員会
委員長 深 田 高 一

職
印

受注者 住 所 (事務所の所在地)

氏 名 (会社の名称及び代表者名)

印

別表 1

物 品 名	
数 量	
契 約 金 額 (うち取引に係る消費税及 び地方消費税の額)	¥ _____ (¥ _____)
履 行 期 限	令和4年1月28日
履 行 場 所	福岡県立東筑高等学校 食堂
契 約 保 証 金	
そ の 他	

備考 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、受注者が課税事業者である場合に、契約金額に 110 分の 10（軽減税率対象品目については、108 分の 8）を乗じて得た額（1 円未満切捨て）を内数で記入すること。

別表 2

物 品 の 規 格	
物 品 の 構 造	
物 品 の 形 状	
物 品 の 寸 法	
製 作 会 社 名	
そ の 他	

誓 約 書

令和 年 月 日

大規模改造教育環境整備事業実行委員会委員長 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 物品売買契約書第9条第3項（以下「暴力団排除条項」という。）各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知らずに行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<物品売買契約書抜粋（暴力団排除条項）>

第9条

1～2 略

3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)～(3) 略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(1) 第8条又は第9条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)～(5) 略

3～5 略

6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。